

京都市告示第605号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成30年3月1日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
大原野42号線	西京区大原野南春日町1018番地の1地先から	旧	メートル 467.90	メートル 2.80 ~ 5.30
	同町1361番地の1地先まで	新	467.90	4.00 ~ 16.70

(建設局土木管理部道路明示課)